

大阪広域環境施設組合安全衛生委員会運営要綱

制 定 平成 27 年 5 月 1 日

改 正 令和 8 年 5 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大阪広域環境施設組合職員安全衛生管理規則第 15 条第 1 項の規定に基づき設置する大阪広域環境施設組合安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、職員の労働安全衛生に関する重要事項について調査審議し、管理者又は事務局長に意見を述べることを目的とする。

(構成)

第 3 条 委員会は次の 11 名の委員をもって構成する。

- (1) 総務部長
 - (2) 別表に掲げる職にある者 4 名
 - (3) 労働安全衛生に関する知識及び経験を有する職員 5 名
 - (4) 産業医のうち事務局長が指名した者 1 名
- 2 前項第 2 号から第 4 号に掲げる委員のうち半数は、職員の過半数で組織する労働組合の推薦する者とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたるときは、施設部長、総務課長、施設管理課長、安全衛生小委員会委員長の順に委員長に就くものとする。

(運営)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、3 分の 1 以上の委員から会議に付すべき事項を示して請求があったときは委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局及び幹事)

第 6 条 委員会の事務を処理させるため委員会に事務局及び幹事を置く。

- 2 事務局は総務課に置く。
- 3 幹事は総務課担当係長及び施設管理課担当係長とする。

(報告等)

第 7 条 委員長は委員会の調査審議事項を事務局長に報告しなければならない。

- 2 議事録及び重要事項の記録は、これを 3 年間保存しなければならない。

(職場安全衛生委員会)

第 8 条 委員会と職場安全衛生委員会は、職場の安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進するために連携を図る。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員会からの付託事項及び安全衛生に関する緊急な事項を調査審議し、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 専門部会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(個人情報の保護)

第10条 委員会及び専門部会における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

(附則)

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
施設部長
総務課長
施設管理課長
安全衛生小委員会委員長